

「18歳の誕生日をホストクラブで」「2~3回の来店で700万円」「ニセの住所の婚姻届を信じ風俗へ」…成人年齢引き下げで10代のホスト被害増加 親にできることは？

10/28(土) 8:01 配信

ABEMA TIMES



ホスト通いがやめられず、借金を背負う10代の女性が増えているという。娘を救いたいと願う親のための駆け込み寺を立ち上げた玄秀盛さんに、ホスト問題の実情を聞いた。

「成人年齢が引き下げられてからは18歳がターゲットだ。18歳の誕生日をホストクラブで祝うこともある」

10代のホスト被害増加

歌舞伎町に300店舗あるといわれるホストクラブ。中には悪質なホストにハマり、多額の借金を背負ってしまう若い女性が増えているという。この状況を懸念しているのが、7月に「青少年を守る父母の連絡協議会」を設立した玄秀盛さんだ。

「借金の平均額はだいたい700~800万円で、2~3回の来店でそうなる。シャンパンタワーで250万円を請求されたりするからだ」

飲食代などの代金をホストが一時的に立て替え、女性に後払いさせる「売り掛け」。このシステムにより、たった一度の来店で100万円を超える借金を抱えてしまうケースがあるという。行きつく先は、風俗で働くという選択。娘の異変に気づいた両親が、玄さんのもつに駆け込んでくるという。

「娘の挙動がおかしいことに気がつき確認すると、もう大学に行っていない、あるいは会社も退社している。親が上京して捜すと『ホストにハマっている』と娘の友人から聞き、うち（胄母連）にやって来る」

今までにあった相談件数は100件以上。札幌から福岡まで、全国から連絡がくるという。

「風俗・ホスト遊びやめさせたい。借金がどこまであるかわからない。娘の居所がわからない。たぶん歌舞伎町だろうと。親からするとホストの実態も娘がどういう状態かもわからない」

困惑する両親のもとに、ホストが借金を取り立てにくることもあるそう。突きつけられるのは、宛名や日付すらない請求書だ。

「親が『来なくてくれ』とその場で100万でも手持ちで払うとまた取り立てに来る。本当は払わなくていいが世間体がある。娘のことがある。見た目が普通ではない人に、『ちょっと總便に』と渡してしまう」

家庭崩壊をも引き起こしかねないホスト通い。SNSをきっかけに始まることが多いが、ごく普通の女性たちでもハマる可能性があるという。

「大学の入学や就職を機に東京に引っ越したのはいいが、友人知人はみな地元。寂しいからとSNSやマッチングアプリを始める人も多いが、そこにはトラップが仕掛けられている」

ホストも20代前半で女性たちと同年代。SNSで仲良くなったところで本題に入る。

「ホストは『実は歌舞伎町で週に1回だけホストのバイトをしているんだけど、意外と社会勉強になるよ。1回だけ体験してみない？ 3000円くらいだよ。僕がエスコートするから』などと巧みに誘う。しかし、一度足を踏み入れたら“一気だ”

アイドルのようなルックスと優しい対応に、惚れ込んでしまう女性たち。店に通うたびに、使う金額がどんどん増え、金銭感覚が麻痺していくという。



「最初は3000円、2回目は2~3万円ぐらいに。しかし、周囲が賑やかで『いけいけドンペリ1本』などと盛り上がっていると、『50万円なんてとても払えない』と引いていた子が『今日はカードがあるから30万円いけるかな』となってしまう。そして、注文をすると周囲に持ち上げられ、パチンコでスリーセブンが出た時のようにアドレナリンが出てその時だけ主役になれる」

ホストクラブ

女王様扱いされ、もてはやされた彼女たちをさらに錯覚させるダメ押し行為が…。

「この子なら風俗で売れる、バンバン稼げるという子なら、ホストは『1年後に結婚しよう』と言いながら目の前で婚姻届を書く」

しかしホストが書くのはニセの住所。信用しきった女性は、ホストのために身を売ってお金を稼ぎ、貢いだあげく捨てられるのだ。

「メンタルがやられて、ホストにとって使えなくなると、親が引き取りに来る。その時、女性の心の中はからっぽになっている」

一歩間違えば人生を狂わせかねないホスト通い。売掛金で借金を背負われ、体を売って返すという闇から女性たちを救う方法はあるのか。

「悪質なホストによる売掛金禁止条例を作るべきだ。そして親は『東京がいかに危険か』を勉強すべきだ。一人暮らしは誰もが憧れるが、落とし穴だらけだ。娘を都会に送り出す場合の心構えをもってほしい」

(『ABEMAヒルズ』より)

資料 1

悪質ホストクラブの取り締まり強化 客に売春させ問題に 警察庁長官

11/16(木) 13:42 配信 14

朝日新聞
DIGITAL



警察庁の露木康浩長官は16日の定例記者会見で、悪質なホストクラブに対する取り締まりを強化する考えを示した。ホストクラブをめぐるのは、客の若い女性らが高額な料金を請求され、売春させられるといった問題が指摘され、国会でも議論されている。

【写真】ホストクラブが全国最多の200店以上あるとされる新宿・歌舞伎町。ホストクラブの広告看板が街中に掲げられている=2023年2月

記者会見する警察庁の露木康浩長官
=2023年11月16日午前11時55分、
東京都千代田区、板倉大地撮影

露木長官は「利用客が支払いの資金を捻出するため売春をさせられるといった事案が発生している」と指摘。ホストクラブ従業員が女性客を風俗店に紹介して売春をさせたり、売春の客待ちをさせたりした事案を、売春防止法違反や職業安定法違反容疑で摘発しているほか、風俗営業法に基づく店への立ち入り検査なども行っていると説明した。

SNSを通じるなどして緩やかに結びつく犯罪集団「匿名・流動型犯罪グループ」が、悪質ホストクラブの背後でも不当に利益を得ている可能性もあるとして「取り締まりを強化していきたい」と述べた。（編集委員・吉田伸八）

悪質ホストクラブ問題 立憲ヒアリングに被害女性出席“海外風俗での仕事を紹介された”と現状訴え

11/20(月) 11:54 配信 120

TBS NEWS DIG

TBS NEWS DIG Powered by JNN

悪質ホストクラブの問題をめぐる、被害女性がけさ、立憲民主党の会合に出席し、売掛金、いわゆる“ツケ”の支払いのため、海外の風俗で働くよう持ちかけられたことなど被害の現状を訴えました。

悪質ホストクラブの被害女性

「売掛金が払えなくなった時に『俺が紹介できるから、海外に行く？』って。風俗の仕事」

立憲民主党のヒアリングに出席した被害女性は、悪質ホストクラブへの売掛金が2年間で160万円に上り、ホスト側から支払いのため、海外の風俗で働くことを持ちかけられたと現状を訴えました。

悪質ホストクラブをめぐるっては、店員が女性客に高額な請求をして借金を負わせ、支払えない場合に売春をそそのかすケースなどが指摘されています。

悪質ホストクラブの被害女性

「毎日、四六時中電話がかかってくるんですね。『いつ返せるんだ』って。『仕事行っているのか、売り上げはいくらだ』っていう電話が永遠に来るんです」

立憲民主党は被害を食い止めるため、今の国会に議員立法で法案を提出する方向で調整しています。

議員立法「悪質ホストクラブ被害対策推進法案(通称)」

遊興飲食高額債務関連問題対策の推進に関する法律案(仮称)

骨子(未定稿)

立法の趣旨

いわゆる「ホストクラブ」や「メンズコンセプトカフェ」などの遊興飲食営業において、高額な「売掛金」を請求され、売春や自殺に追い込まれるような事例が相次いでおり、職業安定法違反、売春防止法違反となる行為も行われている。「売掛金」については、消費者契約法で取り消しうる可能性もあるが、自己責任として扱われ、適切な相談や支援につながらない例も多いとされる。

そこで、こうした「遊興飲食高額債務関連問題」への対策を推進する必要がある。

1 定義

- (1) 「遊興飲食高額債務により生活に支障が生じている者」とは、遊興飲食営業における遊興又は飲食によりその支払能力に照らし不相当に高額な債務を負い日常生活又は社会生活に支障が生じている者をいうこと。
- (2) 「遊興飲食高額債務関連問題」とは、遊興飲食高額債務により生活に支障が生じている者が増加し、自殺、犯罪等が多発していることをいうこと。

2 基本理念

遊興飲食高額債務関連問題対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこと。

- (1) 遊興飲食営業における遊興又は飲食により高額な債務を負い日常生活又は社会生活に支障が生ずることを未然に防止するとともに、遊興飲食高額債務により生活に支障が生じている者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- (2) 遊興飲食高額債務関連問題対策を講ずるに当たっては、関連する施策相互の有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

3 国等の責務

(1) 国の責務

国は、2の基本理念にのっとり、遊興飲食高額債務関連問題対策を効果的に推進する責務を有すること。

(2) 地方公共団体の責務

地方公共団体は、2の基本理念にのっとり、国と協力しつつ、遊興飲食高額債務関連問題対策を効果的に推進するよう努めるものとする。

(3) 遊興飲食営業者の責務

遊興飲食営業を営む者は、国及び地方公共団体が実施する遊興飲食高額債務関連問題対策に協力するよう努めるものとする。

4 基本的施策

(1) 実態調査

政府は、遊興飲食高額債務関連問題の実態等に関する調査を行うものとする。

(2) 相談体制の整備

① 国及び地方公共団体は、遊興飲食高額債務により生活に支障が生じている者及びその家族等からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

② 国及び地方公共団体は、①について周知するために必要な施策を講ずるものとする。

(3) 社会復帰の支援

国及び地方公共団体は、遊興飲食高額債務により生活に支障が生じている者の円滑な社会復帰のために必要な施策を講ずるものとする。

(4) 教育及び啓発の推進

国及び地方公共団体は、遊興飲食高額債務関連問題に関する国民の理解と関心を深めるよう、遊興飲食高額債務関連問題に関する教育及び啓発の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(5) 連携協力体制の整備

国及び地方公共団体は、関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

5 検討

遊興飲食高額債務関連問題対策については、この法律の施行後一年を目途として、遊興飲食高額債務関連問題の実態等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

「性同一性障害特例法」に基づく 法的性別変更手続きの流れ

1. 2名以上の医師による診断書の取得

- ・ 診断書は診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する医師が作成
- ・ 診断書の記載事項は厚生労働省令（平成16年厚生労働省令第99号）に基づく10の事項についての記載が必要



2. 診断書を含む必要な書類の準備【申し立てに必要な書類】

- ・ 申立書（裁判所による所定書式）
- ・ 戸籍謄本（出生時から現在までのすべて）
- ・ 2名以上の専門医による診断書



3. 家庭裁判所への申し立てとその後の流れ

- (1) 住所を管轄する家庭裁判所に、必要書類を添えて家事審判を申し立て
- (2) 審理（家庭裁判所調査官による調査、参与員・裁判官との面談等）
- (3) 審判：提出された資料により要件の充足が確認できる事案であれば1か月程度で郵送で通知

2023年11月24日衆議院予算委員会 立憲民主党 堤 かなめ

出典 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知（障精発第0518001号 平成16年5月18日）を基に堤かなめ事務所作成

1. 厚生労働省確認済み 2. 3. 法務省・最高裁判所確認済み

【パネルの写し】